

令和7年（2025年）

第7回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和7年（2025年）7月31日 開催

大阪狭山市教育委員会

第7回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和7年（2025年）7月31日（木）

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（4名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
井上 寿美	委員
内田 幸子	委員

出席事務局の職員

寺下 憲志	教育監
山田 裕洋	教育部長
浜口 亮	こども政策部長
吉田 耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本 泰士	こども政策部理事
山本 一幸	教育部次長
中本 真司	教育部副理事兼教育指導グループ課長
森口 健次	教育政策グループ課長
畑辻 旭秀	生涯学習グループ課長
牧 宏幸	こども育成グループ課長
神楽所 保則	教育政策グループ学校給食担当課長
荒川 郁代	教育政策グループ参事
田中 清啓	教育指導グループ参事
植田 隆司	生涯学習グループ参事
内田 明日香	こども家庭支援グループ課長補佐

書記

安達 奈津芽	教育政策グループ課長補佐
--------	--------------

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- 日程第1 議案第15号 大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第2 議案第16号 令和6年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書
について
日程第3 報告第20号 いじめ防止基本方針の改訂について

閉会

○各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻となりましたので、教育長、以降進行をよろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和7年の第7回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

教育長活動報告でございます。

日程の1ページをめくっていただきまして、中段の7月9日の狭山池総合学術調査委員会、開催いたしまして、これは池守田中家、これについて保存活用を継続してご審議いただいているという内容でございます。

7月14日と関連いたします7月18日なんですけれども、14日の来客と書いております。市内小中学生、万博の感想文ということで、これは万博の校外学習の報告を小中学校の代表6名の方から、これは市長、教育長と活動の報告を受けたということです。

それがありまして、7月18日には大阪府庁のほうへ訪問と書いておりますけれども、小中学校万博関係ということで大阪府教育庁のほうへ、これも万博の校外学習の成果を報告に、代表者と一緒に行ってまいりました。

それから、最後、一番下段の7月30日の万博関連ですけれども、中学校英語漫才ということで、これは昨日ありまして、発表の様子を見に行つてまいりまして、英語漫才ということでEMO-1と言うておりますけれども、決勝に残った15チームでグランプリに輝いたということで、これは大阪府の主催事業でやっている初め

ての大会で、南中のペアが優勝したということです。さらなる英語活用、英語力の向上ということで期待をしております、ということです。

以上、簡単ですけれども、活動報告とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですけれども、日程第1、議案第15号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

生涯学習グループ参事（植田隆司）

議案第15号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、議案のご説明を申し上げます。

本市文化財保護審議会は、文化財保護法第190条第1項の規定により、本市域にある文化財の保存及び活用に関して、本市教育委員会の諮問に応じ意見を述べるため、本市文化財保護条例第47条及び第48条並びに同条例施行規則第22条から第25条の規定に基づき、平成19年度より設置されております。

今般、委員の任期及び退任によりまして、6名の委員の再任と1名の委員の新たな委嘱を行うものです。

なお、新しく委員職を予定しております大阪公立大学大学院農学研究科准教授の上田萌子氏のご専門は環境農学で、自然と環境のマネジメント、地域文化に根差し古くから継承されている歴史的な緑の保全・マネジメントに、広く近畿一円をフィールドとして取り組んでおられます。本市文化財保護審議会でのご担当分野としましては、天然記念物を予定しております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第2、議案第16号、令和6
年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書に
ついてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第2、議案第16号、令和6年
度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書につ
いてご説明させていただきます。

事前に配付させていただいております令和6
年度の教育委員会点検・評価報告書（案）を併
せてご覧いただきますようお願いいたします。

この点検・評価報告書でございますが、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に
より、教育委員会の権限に属する事務の管理及
び執行の状況について点検及び評価を行い、教
育に関しまして学識経験を有する者の知見を活
用して報告書を作成し、それを議会に提出する
とともに、公表しなければならないとされてい
るものでございます。

また、令和2年度から令和6年度までを計画
期間とする第2期大阪狭山市教育振興基本計画
の最終年度となっております。総仕上げの年として
各事業、総力を挙げて取り組んでまいりました。

各取組施策を推進するために、PDCAサイ
クルにより点検・評価を行いながら、計画を着
実に実行するため、評価項目につきましては、
部の運営方針に掲げる事業に加え、本計画に掲
げる参考指標として、これらを一体的に点検・
評価することといたしております。

それでは、報告書の2ページをご覧ください。

このページには、点検及び評価の目的と手法
を記載してございます。

次に、3ページから6ページには、教育部及
び子ども政策部の運営方針を掲載しております。

次に、7ページから19ページまででございま
すが、第2期大阪狭山市教育振興基本計画に掲
載している施策の体系や、教育委員会の活動状
況として、教育委員の皆様が令和6年度中に活
動していただきました内容や定例会議の審議内
容、その他各種会議等につきまして、ここでご
報告させていただいております。

次に、22ページから25ページをご覧ください。

こちらには、第2期教育振興基本計画の基本
方針ごとの重点目標とその取組項目について、
担当グループと各取組の個別調書の掲載ページ
について一覧表形式で掲載しております。

26ページ以降は、それぞれの事業に係る今年
度の点検・評価の詳細の内容につきまして記載
しており、まず、基本方針1に関する事業とい
たしまして、認定子育てサポート事業をはじめ
21件の事業、40ページから基本方針2に関す
る事業といたしまして、発達障がい児支援事業
をはじめ10件の事業、47ページから基本方針3
に関する事業として、学校園規模適正化事業を
はじめ33件の事業、64ページから基本方針4
に関する事業といたしまして、サタデースポーツ
事業をはじめ14件の事業、以上、全体で延べ78
件の事業について点検・評価しております。

点検・評価の結果といたしましては、72ペー
ジにその一覧を掲載しておりますが、78件の事
業が全ておおむね計画どおりに実施している
という状況でございます。

これらの結果を踏まえまして、学識経験者の
意見ということで、本年7月1日に教育委員会
事務局の教育監、部長、理事及び各担当グルー
プ課長が学校法人清風明育社清風情報工科学院

の今西参与と大阪大谷大学の長瀬教授からヒアリング及びご指導を受けまして、73ページ以降のとおり、その講評、評価をいただいております。

両先生方からは、本計画を踏まえ、各取組が適切かつ着実に執行されていること、子どもや家庭の状況に合わせたきめ細やかな施策が実施されていることなどについて評価をいただいておりますが、今後の課題として、通訳の人材確保について、日本語学校の支援を受けることを考えてほしいこと、キャリア教育推進事業の一層の充実を図るために民間企業や住民の方々の支援を進めてほしいこと、「15年間を通した子どもの育ち」という視点を取り入れた施策にすること、例として「体力向上推進事業」が挙げられています。現在、「児童生徒の体力・運動能力の向上」として記載されていますが、幼児期から体づくりや運動経験が土台となるため、検討をお願いしたいというご意見をいただいております。

その他、事項別にご提言をいただきました内容につきましても、各グループにおいて真摯に受け止め、令和7年度は、第3期教育振興基本計画の初年度となり、各事業を着実に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございますが、ご質問等がございましたら、各担当グループ課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいま点検・評価の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

教育長職務代理人（山田順久）

質問とかでもいいですか。

教育長（竹谷好弘）

はい、結構です。

山田委員。

教育長職務代理人（山田順久）

36ページのところで、この暴力行為発生の割合、不登校生徒の割合というのがあるんですけども、この数字というのは、かなり実績の数字が高くなっているんですけども、そのあたりの状況というのはどんな感じなんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

千人率で出しているんですけども、令和5年度につきましては114件、令和6年度は145件という形になっております。

中身としましては、小学校の低学年でけんかがちょっと最近は増えているという傾向が見受けられます。

以上でございます。

教育長職務代理人（山田順久）

割とかなりきめ細かく把握していただいて、こういう数字になっているという認識でいいわけですね。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

いじめの認知度のように細かく把握してこういうことで、この数字になっております。

以上でございます。

教育長職務代理人（山田順久）

ありがとうございます。

あと続いて。

教育長（竹谷好弘）

はい、どうぞ。

教育長職務代理人（山田順久）

ちょっとこれも感想なんですけれども、同じ

く36ページで、「体力向上推進事業」というの
がありまして、こここのところで見ると、朝食欠
食の改善というのがあるんですけども、その
項目ってなかなか入れるところが難しい気がす
るんですけども、これは何か体育指導支援員
を配置して朝食の状況が改善したみたいな形に
捉えられてしまうので、いわゆる食育のところ、
食育というのは給食についてというところが重
視されて今回は書かれていたと思うんですけども、
ここらあたりのところの項目にも子どもの
朝食の改善というのが当てはまるのと違うか
なと思うので、ちょっとそっちのほうむしろ
いいかなというふうに私個人的には思いますの
で、また、担当のそれぞれの部局のこともある
のでこういう形になっていると思うんですけれ
ども、もし可能だったら調整とか、来年度から
していただけたらなというふうに思います。

それと、あともう一点は、44ページのいじめ
のところがあるんですけども、こここの進捗状
況がAになっていて、特に成果と評価のところ
で、いじめ問題対策委員会を実施し云々とい
うような文言がありますけれども、これについ
ては、多分日々もう学校のほうと密接に連携を
取りながら、報告も上げていただいたり、かなり
密接に教育委員会としては学校のほうとのやり
取りをしていただいたりして、状況を把握して、
各学校に個別に指導もし、また支援もしてい
ただいている内容だと思うので、この形、この言
葉だけを見ると、何かいじめ問題対策委員会を
やって把握していますよ、みたいな、そんな形
でぱっと文章的には捉えられてしまうので、ち
よっとそこらあたり、ちょっと文章の表現とい
うのは実態に近づけたような表現にやってい
ただけたらなと。

すごくきめ細かくやっていただいていると思
うので、そういうふうなことが分かるように表
現していただけたらなということと、それと付

け加えて言うならば、小中一貫教育ということ
でやっていますので、小中一貫の成果として、
例えばいじめであったり、不登校であったりと
いうのが中学校に上がった段階で少なくなった
らしいなという思いがあるんですけども、そ
のあたりの取組も多分各校区で、もしくは教育
委員会のほうでやっていただいていると思いま
すので、そういうようなスタンスもこの表現の
中にちょっと、この短い中で書きにくいかも分
かりませんが、せつかくやっていただい
ていることなので加えていただけたらありがた
いなというふうに思います。

おおむねすごく、2人の先生のコメントにも
ありましたけれども、順調にきめ細かく取り組
んでいただいているかなというふうに思ってお
ります。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの山田委員からのご意見について、
何かコメント等ございましたら、事務局のほう
から、いかがでしょうか。

担当。

**教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真
司）**

成果と評価の中での書き方もそうですし、今
ご助言いただいた小中一貫としての取組という
視点、そこを今年度もしっかり取り入れながら
取り組んでいって、次年度の報告の際には反映
させていければと思っておりますので、ぜひよ
ろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

教育長職務代理者（山田順久）

あともう一件いいですか。

教育長（竹谷好弘）

はい、どうぞ。

教育長職務代理者（山田順久）

58ページのところで、こども家庭センター事

業で、これ相談件数が3,821件ということなんです、今年。すごく多いんですけれども、相談が多いというのはすごくいいことやと思っているんですけれども、相談していただくほうの人的な面の体制とか、そのあたり、当初の見込みよりこれやったら3倍ぐらい多いんですけれども、人員的なところなんていうのは大丈夫なんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども家庭支援グループ課長補佐（内田明日香）
ご質問いただきました延べ相談件数についてなんですけれども、実際、実件数としては横ばいなどところでございます。

延べ件数がなぜそんなに増えているかというところは、ご指摘いただきましたとおり、相談員を令和6年の4月に2名増員したということが要因として大きいかなと考えております。増員することで1件当たりの対象ケースに細かく相談対応することができたというところで、延べ件数の増加につながっているところでございます。

以上です。

教育長職務代理人（山田順久）

ありがとうございます。

緊密にやっていただいたおかげで、よりきめ細かく相談することができたということですね。ありがとうございました。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

それでは、続きまして日程第3、報告第20号、

いじめ防止基本方針の改訂についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

失礼いたします。

それでは、日程第3、報告第20号、いじめ防止基本方針の改訂についてご説明いたします。

資料は別紙資料でございます。

令和6年8月、文部科学省がいじめ重大事態の調査に関するガイドラインを改訂したことを受け、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携しながら、いじめの防止等のための対策をより効果的に推進するために、改めて改訂するものでございます。

国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインが改訂された背景としましては、平時からの学校と設置者の連携不足で対応が遅れたり、事前説明不足により調査開始後に保護者とトラブルになったりしたことによるものです。

今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応がより明確化され、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者に寄り添った対応を促すものとなっております。それらを踏まえ、加筆修正した部分を別紙資料の中で赤色の文字でお示ししております。

なお、今回の改訂に際し、大阪狭山市いじめ問題等対策委員会の委員の皆様からのご意見もいただき、反映させております。

では、この間に名前が変更した機関や軽微な文言の微修正についての説明は省かせていただきますが、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

いじめに対する平時からの備えについて、国のほうからチェックリストが示されましたので、

その内容に関する部分を加筆しております。

8ページの上の四角囲みの部分に、いじめアンケートの実施及び保存期間について記載いたしました。

次に、中段の四角囲みの中にありますが、国が示すチェックリストの活用について、また、年度当初に子どもや保護者に対して周知する旨を記載しております。

9ページ以降が重大事態が生じた際の対応になっております。

10ページ、一番下から11ページにかけてですが、これは、調査の実施の際にいじめ対象児童生徒や保護者に寄り添った対応となるように、重大事態の別・根拠やスケジュール感、経過報告などについて、子ども、保護者と合意形成をしていくことを追記しております。

11ページ中頃からは、調査結果の提供についてです。

ここでは、(1)について、法の28条第2項の文言は情報の提供でございますが、これだけでは趣旨が十分に伝わらないかと考えたため、調査結果の説明を行うことを追記しております。

(2)の部分には、市長への報告に加え、公表についても追記いたしました。調査結果を公表するか否かは、学校設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象となる児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、公表する場合は、公表期間を原則6か月とした上、個人情報の保護に関する法律や大阪狭山市情報公開条例等に基づいた対応を行うことを追記しております。

11ページの下段、市長による再調査については、ガイドラインに記載された具体例を引用することにより、どのような場合に市長が再調査を行うことができるのかが明確になると考えたため、追記しております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

質問です。いじめの被害の側の保護者に寄り添って調査を行い、調査結果の説明をするという、それはもうしっかりと追記して下さっているんですが、ガイドラインの中で今回、いじめを行った側の児童生徒や保護者にも説明を行う必要があるという文言があったかと思いますが、その部分のところは、この今回の改訂に当たり、特に触れておられないということの理由をお聞かせ願えたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

10ページをご覧ください。

10ページの下から3行目ですけれども、赤色の文字で対象児童生徒と表記しておりますが、ここには、加害生徒やそれらを見ていた子ども、それらも含めたという意味で文言として入れております。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

ちょっと追加で。

教育長（竹谷好弘）

はい、どうぞ。

教育委員（井上寿美）

いじめの、いわゆるいじめを行った側のことここに含まれているということなんですが、これは説明をするということ、というふうには読めないんですけれども。だから、説明を行う必要があるというふうに多分ガイドラインはな

っていますよね。行った側の児童生徒・保護者にも説明を行う必要があるというガイドラインの書き方だったと思うんですが、今のこの部分だったら、方針などについて合意しておくということで、特に説明しますということではないと思うんですね。

だから、いわゆる関係児童を全く無視して調査は行いませんということは書かれているとは思いますが、その調査結果の公表に関する方針などについて、できる限りそういう人たちと合意しておくこと、ということであって、説明すること、というふうには必ずしも読めないように思ったからの質問です。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

すみません、10ページの一番下の行、最後の行に対象児童生徒・保護者等に対する説明の在り方というところで、こちらとしては説明する旨を認識しておりました。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

ちょっと何か、私、すみません。

教育長（竹谷好弘）

はい、どうぞ。

教育委員（井上寿美）

ガイドラインの改訂ではっきり明記されたのはすごく大きな部分だったとっていて、いわゆるいじめを行った側の調査の中できっと話を聞いたりはするけれども、その自分たちの情報がどう扱われているか分からないままに調査報告書が出ていくような、今までの状況からも、それがやっぱりちゃんと説明もしなければいけないんだよ、というふうなところが出てきていたので、ここの部分は大きいなとっていました、説明の在り方……、説明の在り方という

ことの説明するということが前提だと理解したらいいですね。そういうことですね。はい、分かりました。了解しました。

教育長（竹谷好弘）

よろしいですかね。

ほかに何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員